

# リフォーム瑕疵保険

お知らせ

\* 詳細はパンフレット、普通保険約款等ご確認ください

## 1 本保険の特徴

**リフォーム工事の施工に起因する瑕疵を担保**

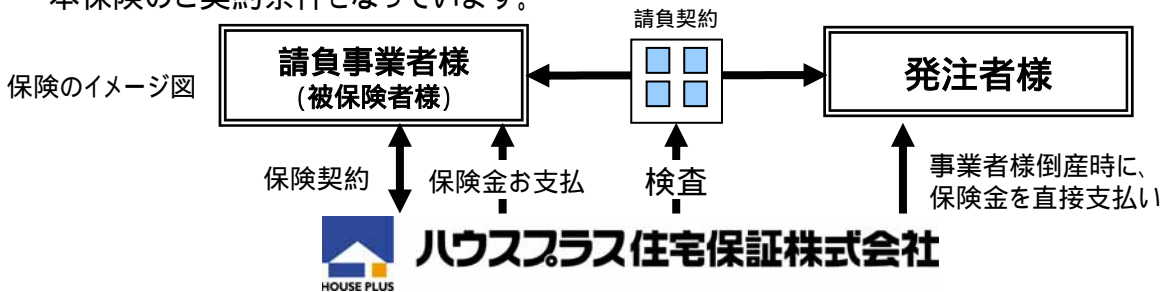
リフォーム工事の請負事業者様が発注者様に対して負担する当社標準保証書に基づく瑕疵担保責任を補償します。

**一定の条件のもと、発注者様から保険金の直接請求が可能**

被保険者様となる請負事業者様が倒産等を含め相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しない場合は、発注者様はその損害を請求することが可能です。

**検査付き保険**

当社がリフォーム工事のうち保険の対象となる部分の検査を行います。検査に合格することが、本保険のご契約条件となっています。



## 2 保険の対象

被保険者様が発注者様と工事請負契約を締結した改修工事を行った部分

- ⚠️ 基礎の新築工事を含む工事は対象外です。
- ⚠️ 外構、庭工事など、住宅の建物自体に付帯しない、一体をなさないリフォーム工事は、原則今回の保険の対象外となります。

## 3 保険期間

保険金支払い事由	保険期間
構造耐力上主要な部分が基本的な構造耐力性能を満たさないこと	対象改修等工事終了から <b>5年間</b>
雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさないこと	
保険の対象となる部分が社会通念上必要とされる性能を満たさないこと	対象改修等工事終了から <b>1年間</b>

## 4 事業者登録

登録は当社取次店または当社までお願いします

事業者登録料(税込み) **12,600円**      更新料 **10,500円**

事業者登録に必要な書類

- 建設業の許可を受けている場合  
「事業者登録申請書」「建設業許可証の写し」「口座振替依頼書」
- 建設業の許可を受けていない場合  
「事業者登録申請書」「(法人の場合)登記簿謄本」「(個人事業主の場合)個人事業開業届出書」「口座振替依頼書」  
「建設業許可証の写し」「口座振替依頼書」については、すでに事業者届出または(大規模修繕向け保険の)事業者登録にて当社に提出済みの場合、再提出は不要です。

## 5 保険料・検査料

### 1 保険契約の保険料等 = 対象改修等工事の請負金額に応じた保険料 + 検査料

請負金額の区分毎の「支払限度額(保険金額)」と「保険料等」は下表のとおりです。

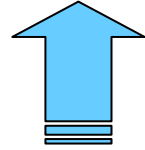
\* 下記保険料等は、補助金により申込み1件につき4千円を差し引いた額となります。

\* 補助金対象は平成22年4月1日から平成23年3月31日までの申込分となります。

(保険料は非課税、検査料は消費税込み)

請負金額	支払限度額 (保険金額)	保険料	通常検査料 (全体完了時)	保険料等 (合計)
100万円未満	100万円	19,600	14,700	34,300
100万円以上200万円未満	200万円	23,000		37,700
200万円以上300万円未満	300万円	24,200		38,900
300万円以上500万円未満	500万円	29,800		44,500
500万円以上700万円未満	700万円	34,400		49,100
700万円以上	1,000万円	38,500		53,200

⚠ 検査の実施時点で、工事実施部分について、  
請負事業者様側で写真撮影し当社にご提出いただきます。



下表に該当する工事が含まれる場合は別途追加検査を実施し、  
\_\_ ~ の対象数に関わらず **11,550円(消費税込み)**を上記料金に加算します。

追加検査

工事	検査時期
構造耐力上主要な部分の 新設・撤去を伴う工事	左欄の工事完了時 (当該工事箇所の内装の復旧前)
防水層の新設・撤去を伴う屋根工事 (足場および点検口が設置されている場合に限定)	防水層の新設工事の完了時
防水層の新設・撤去を伴う外壁工事	

## 6 保険申込書類一覧

申込みは当社取次店または当社までお願いします

	保険契約申込書
工事図書	付近見取図(現地の状況がわかる案内図)
	図面・仕様書等対象改修等工事がわかる書面
	構造図(対象改修実施部分に構造上主要な部分が含まれる場合のみ)
	工事請負契約書(写)

⚠ 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた住宅については別途ご相談ください。

この保険に関するお問い合わせは当社取次店または下記までお願いします。

ハウスプラス住宅保証株式会社

瑕疵保険専用ダイヤル 03-5962-3815(月~金 9:00~17:00)

● <http://www.houseplus.co.jp/>

保険取次店